

## 松江市新型コロナウイルス感染症対策支援補助金実施要領

この要領は、松江市新型コロナウイルス感染症対策支援補助金交付要綱に基づき、補助金交付の円滑かつ適正な運用実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

### 第1 補助事業の目的

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が全国的に広がる中、事業者の感染症予防及び売り上げの減少防止の観点から、「密閉」「密集」「密接」を避ける対策に併せて、知恵と工夫で飲食にかかわる事業を継続し、まちを元気にしようとする取り組みを支援する。

### 第2 補助対象者

補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者。

- (1) 松江市内（松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会管内）で飲食サービス業、食料品製造業ならびに食品関係を扱う小売業、卸売業を営む中小企業者および松江商工会議所会頭が認めた者（単独または複数の中小企業者で飲食関係者を中心に構成しているとみなせる団体）。なお、中小企業者の定義は、中小企業者中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、みなし大企業は除く。
- (2) テイクアウト・デリバリー事業を行うものは、食品衛生法等に基づいた衛生管理を別紙により遵守することに同意した者であり、松江商工会議所が実施するデリバリー・テイクアウト対応店ガイド紹介サイトに登録する者または登録予定の者。
- (3) (2) 以外の事業を行う者は、原則、松江商工会議所が実施する「松江の「食」みんなで応援プロジェクト」（WEBサイト）に掲載可能とする者。
- (4) 申請を行う者または構成員とその法人の役員が暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。  
※採択後、交付決定後に補助対象要件を満たさないことが判明した場合、採択や交付決定の取り消しを行うこととします。

### 第3 補助対象事業

補助対象事業者が、感染症の影響による売上げ減少対策として「密閉」「密集」「密接」を避けながら飲食にかかわる事業を継続しようとする取り組み。

### 第4 補助額・補助対象経費

- (1) 補助率10/10 補助上限20万円（千円未満切り捨て）ただし、事業実施期間における申請回数は1事業者または1団体につき1回限りとし、1事業者又は1団体への補助金額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。
- (2) 補助対象経費

補助事業実施に係る経費であり、次の条件をすべて満たすもの。

- ① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 令和2年4月1日以降に発生し、期間中に支払いが完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 ただし、他団体の補助金等の交付を受けている場合は、併給を認めないものとする。

### 【補助対象経費の区分】

(1) 印刷製本費、(2) 広報費、(3) 開発費、(4) 資料購入費、(5) 借料、(6) 支払手数料、(7) 備品費(5万円未満のものに限る)、(8) 委託費

対象となる経費の例(「密閉」「密集」「密接」を避けながら売上確保に必要なものに限る)

#### (1) 印刷製本費

- ・テイクアウトのメニュー表やチラシの作成
- ・新型コロナウイルス感染症収束後の来店につなげるためのクーポン券・商品券の作成など

#### (2) 広報費

- ・ホームページ作成、改修
- ・新聞・雑誌・インターネット等の広告など(他社のショッピングモールへの出品・利用料は対象外)
- ・チラシ・DM等の発送

#### (3) 開発費

- ・新商品の試作品、包装紙のデザイン料など

#### (4) 資料購入費

- ・事業遂行に必要な不可欠な図書等

#### (5) 借料

- ・事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料
- ・会場使用料(店舗等に係る家賃は対象外)

#### (6) 支払手数料

- ・クラウドファンディング等の実施にかかる手数料(複数の事業者が連携して取り組む場合に限る)

#### (7) 備品費(5万円未満のものに限る)

- ・真空パック器やクーラーボックス、岡持ち、トレーコンテナなど(事務用品等の消耗品は対象外)

#### (8) 委託費

- ・(1)～(7)に該当しない経費で第三者に委託する経費

### 助成対象にならない経費

- ・パソコンや自転車など汎用性があり、目的外使用になり得るもの
- ・食材や包装容器自体の費用など、直接売上や利益につながる費用
- ・販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達にかかる経費
- ・オークション・フリマ品の購入
- ・複数事業者が連携して取り組む場合、各参加企業の間取引にかかる費用
- ・給与、旅費、工事費、機械装置費、運搬費、保守管理費、不動産の購入費、家賃、水道光熱費、保証金、敷金、電話代・インターネット利用料金等の通信費、雑誌・新聞代、保険料、税理士・弁護士費用、公租公課(消費税及び地方消費税額は除く)、振込手数料、支払利息および遅延損害金、研修会等参加費、受講料
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・免許・特許等の取得、登録料等
- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・国、県、市等の補助金により、補助を受けたもの

## 第5 申請手続き

### (1) 申請受付開始

令和2年4月30日(木)

## (2) 提出書類

- ① 交付申請書・補助事業計画書（複数事業者による共同申請の場合は、共同申請者一覧を記載または添付すること）
- ② 見積書等（カタログ等で金額が確認できるもので可。市販品の購入を除く。令和2年4月1日以降で既購入分は支払った金額がわかるもの）
- ③ 食品衛生等にかかる同意書（テイクアウト・デリバリーを行う場合）
- ④ 単独申請で申請者が法人の場合は、現在事項全部証明書又は貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
- ⑤ 単独申請で個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面））又は開業届（決算を一度も迎えていない場合）
- ⑥ 食品営業許可の写し（必要業種の場合。複数事業者による共同申請の場合は、共同申請者分全て）
- ⑦ その他、松江商工会議所が必要と認める書類

## (3) 申請方法・申請先

申請にあたっては、補助金交付要領を確認し、上記提出書類を全て揃え、以下へ郵送等により申請する。  
（感染症対策により、持参での申請不可。）

〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所 観光振興課

## (4) 審査

提出された申請書類等は、松江商工会議所において審査し、予算の範囲内で採択事業者を決定する。

## (5) 変更

補助事業の内容を変更するものは事前に変更承認申請を提出すること。

## (6) 中止（廃止）

事業の実施を中止（廃止）するものは令和2年9月30日までに中止（廃止）申請を提出すること。

## 第6 事業報告手続き

### (1) 事業実施期間

採択された事業者は、交付決定日から令和2年9月30日までの間で補助事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む）し、補助事業を完了した後30日を経過する日、又は令和2年9月30日までに補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

### (2) 提出書類

補助事業実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助金交付請求書（通帳のコピーを添付）
- (3) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (4) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (5) その他、松江商工会議所が必要と認める書類（チラシ、商品券等のコピー、備品の写真等）

## 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。